

個別工事下請契約約款 新旧対照表

新約款（令和7年4月改訂版）	現約款（令和2年4月改訂版）
<p>第29条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更） 工期内に賃金又は物価の変動により請負代金額が不相当となり、これを変更する必要があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して請負代金額を変更する。</p> <p>2 当該個別工事を含む元請工事の部分について、賃金又は物価の変動を理由にして請負代金額が変更されたときは、元請負人又は下請負人は、相手方に対し前項の協議を求めることができる。</p> <p><u>3 協議に当たっては、工事に係る価格等の変動の内容その他の事情等を考慮する。</u></p>	<p>第29条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更） 工期内に賃金又は物価の変動により請負代金額が不相当となり、これを変更する必要があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して請負代金額を変更する。</p> <p>2 当該個別工事を含む元請工事の部分について、賃金又は物価の変動を理由にして請負代金額が変更されたときは、元請負人又は下請負人は、相手方に対し前項の協議を求めることができる。</p> <p>（新設）</p>

工事下請基本契約約款 新旧対照表

新約款（令和7年4月改訂版）	現約款（令和2年4月改訂版）
<p>（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）</p> <p>第31条 工期内に賃金又は物価の変動により請負代金額が不相当となり、これを変更する必要があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して請負代金額を変更する。</p> <p>2 当該個別工事を含む元請工事の部分について、賃金又は物価の変動を理由にして請負代金額が変更されたときは、元請負人又は下請負人は、相手方に対し前項の協議を求めることができる。</p> <p><u>3 協議に当たっては、工事に係る価格等の変動の内容その他の事情等を考慮する。</u></p>	<p>（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）</p> <p>第31条 工期内に賃金又は物価の変動により請負代金額が不相当となり、これを変更する必要があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して請負代金額を変更する。</p> <p>2 当該個別工事を含む元請工事の部分について、賃金又は物価の変動を理由にして請負代金額が変更されたときは、元請負人又は下請負人は、相手方に対し前項の協議を求めることができる。</p> <p>（新設）</p>